

日本学術会議
土木工学・建築学委員会低頻度巨大災害分科会
(第24期・第3回)
議事要旨

日時：平成31年1月7日(月) 10:00～12:00

会場：日本学術会議5階5-C(1)会議室

出席者：天野玲子、家田仁、磯部雅彦、小林広明(スカイプ)、小松利光、寶馨、竹内徹、田村和夫、塚原健一、永野正行、西嶋一欽、福井秀夫、緑川光正、目黒公郎、森口祐一、山本佳世子、和田章(50音順、敬称略)

配布資料：

- 資料1 第24期第2回分科会・議事要旨
- 資料2 第24期第1回幹事会・議事録(案)
- 資料3 提言案に関する依頼文ならびに回答様式
- 資料4 提言案に関する回答一式
- 資料5 目黒先生発表資料

議事

1) 議事要旨およびメモについて

- ・第24期第2回分科会・議事要旨について、承認が確認された。
- ・和田委員から、議事要旨のみならず会議中の議論に関するメモも公開するべきであるとの意見が出され、原則として議論に関するメモも公開することが合意された。

2) 地震保険の現状に関する話題提供

- ・目黒委員より、地震保険の現状に関する話題が提供された。

―日本の社会においては将来、自助、共助、公助のうち公助が目減りするので、自助と共助で補うしかない。

―防災に関する投資をコストからバリューと考える発想及び仕組みの転換が必要。例えば、防災・減災に関する手段を講じている企業を格付けを行うことで、金融機関から有利な金利で借入れを行うことを促す。例、日本政策投資銀行による BCM Rating。

―総合的災害マネジメントは事前対策(被害抑止力、被害低減力、災害予知と早期警報)と事後対策(被害評価、災害対応、復旧、復興)から構成されるが、事後対策では対応できない災害がある。これについては、事前に対策を講じるしかない。

―Munich Re による自然災害リスク評価の方法に関する問題点の指摘。

―リスクの高いところに住み続けることが前提ではなく、人口誘導することで自然災害に暴露される人口と資産を低減させることで、保険支払額(したがって保険料)を低減させる

ことが可能。

・目黒委員の話題提供に関する意見交換

一和田委員：大都市に関する議論だけではなく地方の保険についても議論が活性化されるようにならないか→なるとよい。現状では標準的な保険料があり、各保険会社がそれに倣っている状況。外国の保険会社などが横並びではない保険料を打ち出すようなことがあれば、現行の保険制度の変革が大いに進むかもしれない。

一竹内委員：評価に資する確度の高い情報が出せるか→地盤情報は整備されてきている。もちろん、例外はあるがそれらについては（結果的に）誤りであった情報に基づく結果については救済方法を考えるべきで、すべての情報の確度が担保できないからといって情報を開示しないということであってはならない。

一家田委員：クライストチャーチの地震の際、ニュージーランドでは地震保険が義務化されている。ほかの国の地震保険制度は日本とどのように違うか？→話題提供で話した保険以外にも、農協系の保険（共済）もある。これは、首都圏での割引率が相対的に高い。また、他国においてもリスクが精確に評価されていないという問題は認識されている。

一小松委員：、災害保険も日本に住む以上はどこに住んでいても被災する危険性があるので、また高齢者が被災すると家を再建する経済力がないので、そのまま絶望してしまいます。それで、救済措置として車の自賠責保険のような強制保険制度は考えられないか

一家田委員：阪神大震災以降、政府のケアが手厚くなってきている。保険制度の改革だけではなく、政府の対応の意識改革も必要→その通り。例えば、トルコでは政府による事後的支援に期待し住宅の耐震化が進まないなどのモラルハザードが起きている。

一磯部委員：政府にお金がないという話に関連して、現状の予算では日本全国の堤防のメンテナンスを行うことができないので、保険により災害の危険性が高いところには住まないようにすることも重要である。

一西嶋委員：ハザードが高い地域から低い地域への人口誘導には合意する。ただし、保険制度の改革はそのための十分なインセンティブになるか。他の方法もあるのではないか→人口誘導には、情報の開示・インセンティブ・ペナルティが必要と考える。ペナルティについては、ほとんどの人が賛同・納得するものでなくてはならない。保険制度の改革の話はインセンティブに関するもの。上記3点を統合して進めていく必要がある。

一森口委員：公共の福祉に反しない限りという条件付ではあるが、移転の自由（憲法22条）に抵触しないか。住み続けてきたところに住む権利・思いに対してどう考えるか。→原発などの事故と自然起因のものとは性格が違う。情報を開示することは大前提。また、リスクの高いところに住み続けることに対して行政は責任を持たないことを示すべき。

一福井委員：憲法上の「公共の福祉」について補足する。財産権や居住移転の自由を大きく拘束する例としては、都市計画の市街化調整区域がある。一方的に線引きして原則として農林知的土地利用しか認めず、強力な規制だが、判例上合憲である。理屈は一種の負の外部性。地震についての強制保険も、仮に危ない土地や建物に住む自由を与えると、イソップの

アリとギリギリスの結末とは逆に、先進民主国家では起こってしまったからの被害に対して膨大な納税者の負担が発生せざるを得ない。年金の積み立て強制も同じ考え方。自己決定権だから積み立てない自由は先進国では認めない。最後に生活保護で救済せざるを得なくなり、それは負の外部性だから選択肢を狭めるがやはり合憲。その意味で事後的に政府が補償せざるをえなくなる連鎖を断ち切る必要がある。

また、地震保険制度について、自動車保険の強制的自賠責保険と任意保険のように、一定の最低限度の部分は、強制の合理性がある。

― 寶委員長：目黒先生の発表に関連して、確率表現について適切に表現する方法もあるはずで、提言になりうるのではないか。

3) 低頻度巨大災害に関する提言案について（寶委員長）

- ・各委員から資料4を用いて意図に関する説明があった。
- ・寶委員長より、これまでに提出していただいた骨子案を世話人らが中心になって整理すること、次回の分科会では提言骨子案について議論することが提示された。また、提言案および修正・追加がある委員には、本会議後も引き続き、世話人まで提出してほしいことが伝えられた。

4) 次回の分科会

第4回分科会は平成31年3月28日（木）10:00～12:00